

日付	令和8年10月26日（月）
担当課	住宅課
電話番号	0742-34-5175

区分所有法改正で、マンションの管理規約はどう変わる？

奈良市が管理組合・区分所有者向けセミナーを開催

マンションの高経年化と居住者の高齢化が同時に進む「二つの老い」。管理組合の担い手不足や、将来を見据えた修繕・管理の進め方など、マンション管理をめぐる課題が身近になるなか、管理組合のルールを定める管理規約をどう見直すかが重要になっています。

奈良市は、マンション管理組合員等を対象に、「令和8年度奈良市マンション管理セミナー＆個別相談会」を開催します。今回のセミナーでは、区分所有法改正の概要を踏まえ、管理組合への影響や、管理規約を見直す際のポイントを解説します。

同日開催するマンション管理士による個別相談会は、定員に達したため受付を終了しました。管理セミナーは、引き続き参加者を募集しています。

トピックス

- 奈良市において将来的に築40年超の高経年マンションが急増する見込み。
2018年時点4,700戸、2028年8,380戸、2038年14,730戸に。
- 改正区分所有法が施行——管理組合の運営ルールを見直す時期に
令和8年（2026年）4月1日に改正区分所有法が施行されました。総会の開催手続きや決議要件など、管理組合の運営に関わる重要な内容が含まれており、各マンションで管理規約の見直しが求められています。
- 「マンション標準管理規約」も改正——自分たちの規約との違いを確認
国土交通省は、区分所有法の改正に合わせて、管理規約のひな形となる「マンション標準管理規約」を改正しました。各マンションの管理組合が、自分たちの規約と改正内容を照らし合わせる点が注目点です。

1. 内容

- 名称 令和 8 年度奈良市マンション管理セミナー&個別相談会
- 日時 令和 8 年 11 月 29 日(日)
管理セミナー：午後 1 時 30 分～午後 3 時（午後 1 時開場）
個別相談会：満員御礼
- 場所 奈良市役所 中央棟 6 階 正庁の間（北側又は東側入口から入庁ください）
- 内容 区分所有法改正に伴うマンション管理規約の見直し
- 講師 奈良県マンション管理士会 米浪 義幸氏
- 対象 奈良市内のマンション管理組合役員、区分所有者等
- 参加（申し込み）方法・費用等
事前申込制（セミナー：先着 100 名、個別相談会：満員御礼）
ロゴフォーム（下記オンライン申込フォーム）または電話で申込
<https://logoform.jp/f/ANIkO>
令和 8 年 11 月 26 日（木）まで申込受付
参加無料